

令和7年度 第1回東北森林管理局保護林管理委員会 議事概要

■日時：令和7年12月24日（水）13:30～16:40

■場所：東北森林管理局 4階第3会議室（WEB会議方式併用）

■議題

（1）審議事項

- ア ナラ枯れ及びマツ枯れ被害の発生に伴う「保護林管理方針書」の変更について【資料1】
- イ 山形幹線昇圧延長工事に係る計画変更について【資料2】
- ウ 五葉山生物群集保護林における植生回復の検討について【資料3】

（2）報告事項

- ア 令和7年度 朝日山地森林生態系保護地域部会の概要報告【資料4】
- イ その他（蔵王国定公園の公園計画の変更について）【資料5】

■議事概要

（1）審議事項

- ア ナラ枯れ及びマツ枯れ被害の発生に伴う「保護林管理方針書」の変更について
管内の3箇所の保護林内で発生した病虫害について報告した。

【委員からの主な質問・意見】

- ・ナラ枯れ、マツ枯れ対策は初動が重要。ナラ類、マツ類のある保護林はリストアップして被害状況など把握する必要がある。
- ・被害がどの程度迫ったら対策をうつべきか。被害の最前線の地域を重点的に注意して見る必要がある。
- ・広域で被害が進んでいるので広く多くの関係者で情報共有が必要。
- ・保護林内での病虫害調査のタイミングはモニタリング調査のタイミングなのか。
- ・ナラ枯れ、マツ枯れ被害ともに日本海側の動きが速く、内陸側も注意が必要。
- ・侍浜松希少個体群保護林はナラ枯れ被害はあるが、マツ枯れ被害はないのか。
- ・田沢湖コナラ遺伝資源希少個体群保護林について、被害木の活用というのはどういう趣旨なのか。
- ・コナラは死亡率が比較的低いので、予防的に全部伐倒の必要はないのではないのか。一方で、被害拡大の温床にもなるので、地域の対策状況を踏まえ対策すべき。
- ・同保護林の被害木の搬出に際しては、枯死木のみとし、林床や残存木に改変を加

えないことで検討してはどうか。

- ・ 八間山クロマツ遺伝資源希少個体群保護林は、松くい被害が甚大であり、種子の採取と保存が必要と思料。保護対象がほとんど無くなってしまった場合、保護林として存続させるべきかは今後の議論となる。

【事務局】

- ・ 保護林に限らず、毎年病虫害に係る被害調査や巡視を実施している。
- ・ 侍浜松希少個体群保護林はナラ枯れ被害のみで、マツへの被害はない。
- ・ 田沢湖コナラ遺伝資源希少個体群保護林の被害木の活用の趣旨は、林内でのくん蒸処理だけでなく、林地外に搬出し破碎処理を行うことを想定したもの。被害木の搬出に際しては、枯死木を対象とし、林内を損傷しない積雪期等での実施とする。
- ・ 八間山クロマツ遺伝資源希少個体群保護林について、来年度、実生や種子の有無を確認するための現地調査を行う。

イ 山形幹線昇圧延長工事に係る計画変更について【資料2】

事業者より、山形幹線延長昇圧工事に関して、緑の回廊内における環境配慮について説明した。

ウ 五葉山生物群集保護林における植生回復の検討について【資料3】

11月25日に開催した現地検討会の報告を行い、現地確認いただいた委員各位からのご意見等を踏まえ、今後の対応方針（案）を説明した。

【委員からの主な意見】

- ・ シカだけでなくウサギの対策もとる必要があるか要検討
- ・ 現時点ではウサギはかなり低密度であり、ニホンジカによる植生への被害が甚大であるため、まずはニホンジカ対策（防鹿柵の設置）を実施してニホンジカ被害を除いた状態でどれくらい植生が回復するかみてから播種の実施等を検討したらどうか。
- ・ 天然更新地として林縁部は更新が進みやすいと思料されるため、防鹿柵は林縁部の林内を含めて設置する方が望ましい。事務局案では柵を二重としているが、その必要はあるのか。
- ・ 確実に植生回復させていくためには対策実施箇所のモニタリングを実施すべき
- ・ モニタリングの結果によっては播種や移植も検討してよいと思うが、移植をするとな人工林になるのでやるとしても播種までが適切ではないか。
- ・ 集積された丸太や枝条は、均一でなくてもよいので伐採跡地に分散させてはどう

か。多少の種子トラップや保湿効果等で更新地のきっかけにもなり、多様性の創出となる。

- ・ 林縁部に高く集積しているものを一部ギャップ（伐採地）内部に置く、林縁部もギャップも枝条のあるところ、ないところが存在するように多様性を持たせるとよい。
- ・ 保護林と民有林が隣接している箇所には何か表示はあるのか。保護林であることの表示をすべき。
- ・ 国有林の図面は公開されているのか。境界の明示の強化が必要。
- ・ 保護林の近接地では、民有林においても伐採の予定があれば把握できるような仕組みが必要ではないか。

【事務局】

- ・ ニホンジカの侵入防止が大切なため、柵を二重又は分割して設置してリスク分散させることを検討している。また、防鹿柵の設置に加え、実生や萌芽更新が確認された箇所は、別途ピンポイントで柵等を設置するイメージである。
- ・ モニタリングについても実施を検討していく。
- ・ 保護林と民有林が隣接している箇所に表示はないが、国有林の境界札はあったとのこと。ただし風雪等で劣化していた可能性も考えられる。
- ・ 当局HP等で図面や地図データが公開されているため定期的に周知していきたい。
- ・ 当該地の隣接箇所は、土地区分が森林でなく採草地扱いであり、役場への伐採届が不要であったため、伐採計画の段階で情報がつかみにくい経緯があった。対策として、例えば毎年、自治体等と打合せする機会があるため伐採計画の情報を双方共有していくことが考えられる。

（２）報告事項

ア 令和７年度 朝日山地森林生態系保護地域部会の概要報告

時間の都合上、第２回保護林管理委員会での報告とした。

イ その他（蔵王国定公園の公園計画の変更について）

時間の都合上、第２回保護林管理委員会での報告とした。

【委員からの主な意見】

- ・ 今回の変更による植生復元施設の設置は、他の公園でも事例はあるのか。また、人為的なものなのか、自然に委ねたものなのか。
- ・ 樹氷、オオシラビソの再生に関し、自然公園の中で人為的に植栽して再生させて

いくことについては慎重にすべきという考えもある。

- ・ 保護林に係る面積はどのくらいか。今後も委員会に情報いただき、意見照会があるということによいか。

【事務局】

- ・ 他の国定公園でも事例があり、蔵王国定公園の現行の公園計画の中にも植生復元施設は既に位置づけられているところ。稚樹の移植や稚樹の周りのササの刈払い作業が検討されているとのことを山形県担当者より説明があった。
- ・ 今回の変更計画で保護林に係る面積は現時点では不明。山形県より仔細についての相談があった際は、委員会に意見照会させていただきたい。

(以上)